個人住民税（個人市民税・県民税）

医療費控除申告時の添付書類の変更

問い合わせ　市民税課　☎229-3130　FAX229-3331

医療費控除に関する明細書の添付が必須に

個人住民税等の医療費控除の申告手続きにおいて、平成30年度(平成29年分)から医療費控除の明細書または、医療費通知の原本の添付が必須となっています。令和２年度(令和元年分)までの申告の際は、経過措置として従来通りの添付書類でも控除を受けることができます。

令和３年度(令和２年分)以降の申告においては、領収書の添付や領収書の合計金額を提示するだけでは控除を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

個人住民税の医療費控除申告時の添付書類

添付書類（以下のいずれか）	令和元年分まで	令和２年分以降
領収書の添付または提示 ※必ず金額を合計したものを提示してください。	○	×
医療費控除の明細書の添付	○	○
医療費通知（医療費のお知らせ）の原本 ※一定の要件を満たすもので、写しやダウンロードしたものは不可（以下の「医療費通知を添付する際の注意点」参照）	○	○

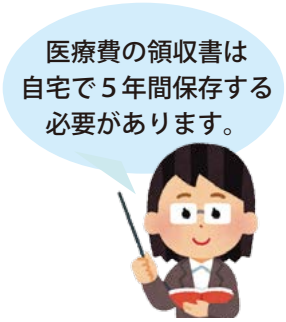

医療費控除の明細書の記載例

例えば、津市花子さんがＡ病院にＢバスを使って通院し、次のような支出があった場合、医療費控除の明細書は以下の通り記載します。

３月18日
　診療代(Ａ病院)：　7,000円　通院費(Ｂバス)：　810円
６月30日
　診療代(Ａ病院)：　8,000円　通院費(Ｂバス)：　810円
　診療代合計　　：15,000円　通院費合計　　：1,620円

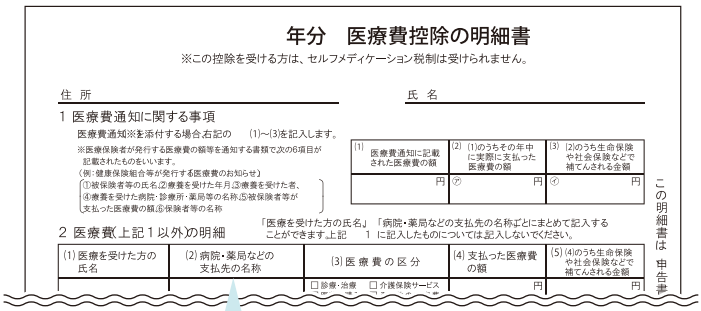

年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所　　氏名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知※を添付する場合,右記の　(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で次の6項目が記載されたものをいいます。

（例：健康保険組合等が発行する医療費のお知らせ）

①被保険者等の氏名,②療養を受けた年月,③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称,⑤被保険者等が支払った医療費の額,⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐　円	㋑　円

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」などにまとめて記入することができます。上記　1 に記入したものについては記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		□診療・治療　□介護保険サービス	円	円

この明細書は、申告書

「２ 医療費(上記１以外)の明細」欄

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
津市　花子	Ａ病院	☑診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	15,000 円	円
〃	Ｂバス	□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　☑その他の医療費	1,620	

医療費通知を添付する際の注意点

- 医療費通知は、次の項目全てを記載したものに限ります。
  ①被保険者(またはその被扶養者)の氏名　②療養を受けた年月　③療養を受けた者の氏名　④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称　⑤被保険者またはその被扶養者が支払った医療費の額(自己負担額)　⑥保険者の名称
- 津市国民健康保険発行の医療費通知は12月受診分、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知は10～12月受診分が記載されないため、その分の明細書は別途作成する必要があります。